

(案)

# 連携協力道路制度 ガイドライン

トンネル町村

道路県

橋梁市

# はじめに

建設後50年以上を経過する道路橋(橋長2m以上)やトンネルは、2025年時点で全体の約42%であるのに対し、10年後には約65%になり、今後、施設の老朽化は加速度的に進むことが見込まれます※1。

市区町村が管理する道路橋は、約48万橋と全体の約65%を占めています。しかし、一方で、全国の市区町村のうち、技術系職員数が5人以下の市区町村は約50%、技術系職員がいない市区町村は約25%に上るなど、技術系職員の減少が顕在化しています※2。

これらの課題を踏まえ、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉えることで、効率的・効果的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」(以下、群マネ)の取組が進められています。2023年にはモデル地域として11件40地方公共団体が選定され、さらに2025年10月には「群マネ入門超百科」(群マネの手引き)が策定されました。

モデル地域への聞き取りでは、技術系職員が減少する中で、道路管理に関する地域からの要望に十分に対応するため、群マネの取組により技術者の相互補完やメンテナンス人材の育成を図りたいという声が挙がっています。

しかし、複数市町村による維持、修繕の包括的な実施のうち、業務の発注手続きについては、運用として、本来管理者に代わって、代行管理者が行う事例がありますが、巡回時の落下物の処理や点検・修繕時の足場設置等を行うなどといった公権力行使については、代行管理者がそれぞれの本来管理者に協議する必要があるなど、市区町村間の調整が都度必要になっており、群マネの本格的な事業実施の支障となるおそれがあります。

こうした課題を解消し、複数の道路管理者の連携及び協力により効率的かつ効果的な道路管理を実現するため、国土交通省道路局では令和7年に道路法を改正し、道路管理者間の協議により他の道路管理者が本来の道路管理者に代わって道路の点検や修繕等ができる「連携協力道路制度」を定めました。

本ガイドラインは、主にメンテナンス業務を対象に手続きの方法や内容等、連携協力道路制度の活用における具体的な運用を示したものです。本ガイドラインにより、地方公共団体に「連携協力道路制度」が広く周知され、群マネの取組における制度の円滑な活用が進むことが期待されます。

※1 道路メンテナンス年報(2025年8月)

※2 総務省「地方公共団体定員管理調査結果」(2024年4月1日時点)

# 目次

<b>連携協力道路制度とは</b> .....	<b>3</b>
<b>連携協力道路制度の活用メリット</b> .....	<b>4</b>
<b>連携協力道路制度の主な活用場面</b> .....	<b>5</b>
<b>活用場面の具体例</b> .....	<b>6</b>
<b>連携協力道路制度の実施プロセス</b> .....	<b>10</b>
<b>権限代行範囲の決定</b> .....	<b>11</b>
<b>協定書の作成</b> .....	<b>14</b>
<b>連携協力道路制度の運用</b> .....	<b>15</b>
<b>連携協力道路制度 Q&amp;A</b> .....	<b>17</b>
<b>付録</b> .....	<b>19</b>

# 連携協力道路制度とは

- 連携協力道路制度は、道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）の規定により、道路管理者間で協定を結ぶことで道路の維持管理等に必要な手続きの一部を本来管理者に代わって他自治体が代行できる制度です。
- 本制度は、隣接または近接する市町村の区域に存する道路について、都道府県と市町村、または市町村同士の連携に適用できます。補助国道、都道府県道、市町村道および道路上の施設が対象となります。
- 本ガイドラインでは、道路の維持管理等（日常の維持、点検、修繕など）の場面において、他自治体が代行できるメニューを示し、群マネの取組を推進することを目的としています。

## 制度の位置づけ

- 連携協力道路制度は、複数の自治体が広域的に道路の維持管理を進めるにあたり活用できる制度です。

群マネと連携協力道路制度の関係

	単一分野のインフラ	多分野のインフラ
単自治体	従前の 包括的民間委託 の領域	新たな 群マネの 領域
複数自治体	連携協力道路制度の適用範囲	

### 道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）

隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（第二十七条第五項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。）については、関係道路管理者は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

## 制度を適用できる連携パターン

1 A市・B市の道路をA市がまとめて管理



2 県・A市の道路を県がまとめて管理



3 県・A市・B市の道路を県がまとめて管理



※隣接または近接する区域が対象となります。  
※直轄国道、農道、林道、臨港道路などは本ガイドラインの対象外です。

# 連携協力道路制度の活用メリット

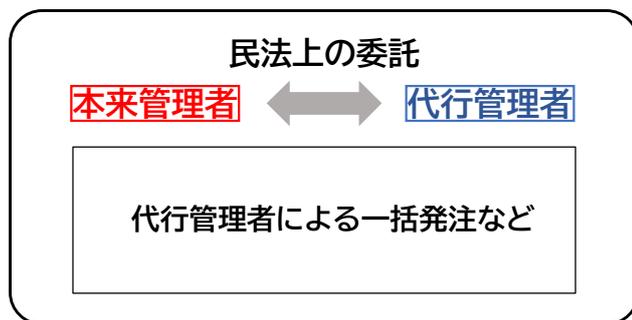
- 連携協力道路制度を活用すると、公権力行使を含めた権限の代行が可能になるため、道路の維持管理等に必要な手続きの一部を他自治体が代行管理者として直接実施できるようになり、本来管理者に都度、承認を得るプロセスを省略できます。

## 制度活用のメリット

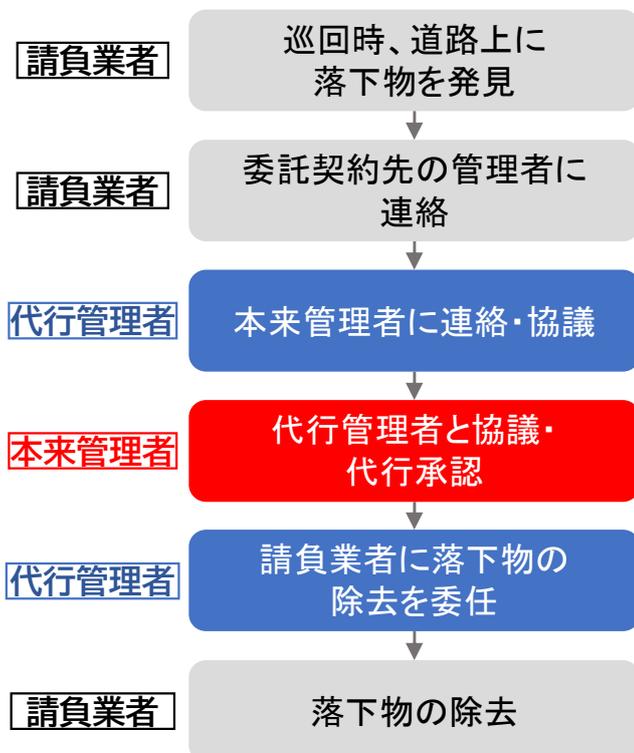
- 「違法放置物件等の除去」(道路法第四十四条の三)代行時における、連携協力道路制度未活用時と活用時の比較

### <民法上の委託による広域連携>

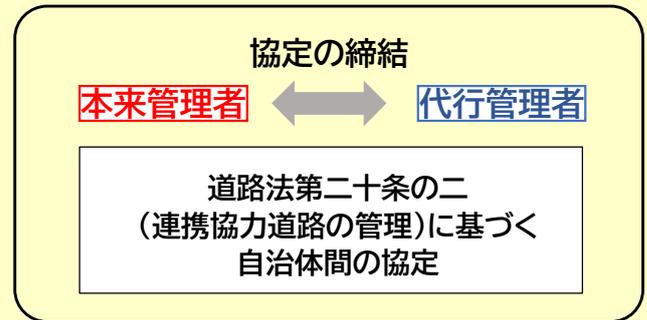
(連携協力道路制度未活用時)



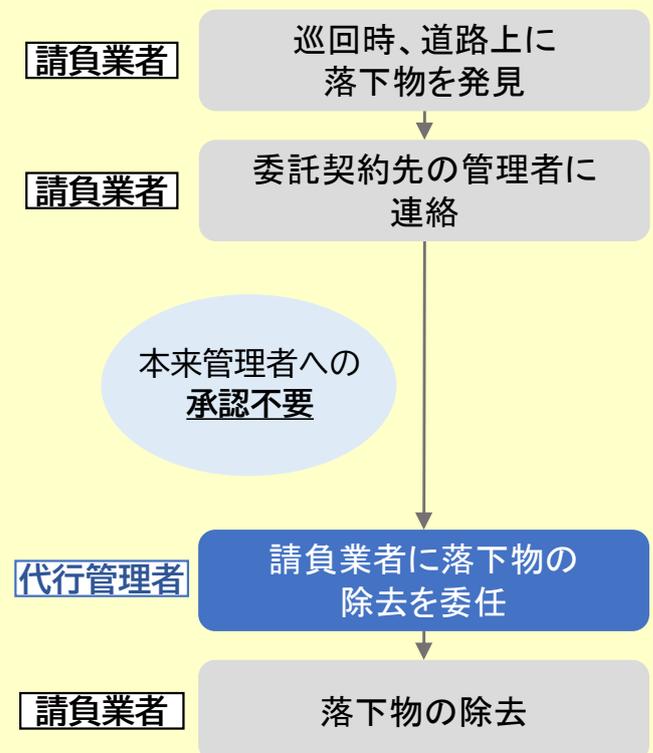
#### ■代行フロー



### <連携協力道路制度>



#### ■代行フロー



# 連携協力道路制度の主な活用場面

- 道路のメンテナンス(日常の維持、点検、道路工事)の場面において、代行管理者として他自治体が代行できる主な権限には、以下のようなものがあります。

道路のメンテナンス		代行できる主な権限	道路法
日常の維持	パトロール時の落下物処理	違法放置物件等の除去	第四十四条の三
	除草・清掃	兼用工作物の維持命令	第二十一条
	簡易な道路補修	標識・区画線の設置	第四十五条
点検	交通規制	道路の通行禁止・制限	第四十六条
	高所点検車両の使用	特殊車両の通行許可	第四十七条の二
	足場設置	土地の立入・一時利用	第六十六条
道路工事	道路占用	占用許可	第三十二条
	附帯工事	附帯工事の施行	第二十三条
	道路設備の移設	監督処分 (占用物の移設、除却等)	第七十一条
	工事調整	都道府県 公安委員会との調整	第九十五条の二
除雪	車両移動	長期間放置された 車両の移動	第六十七条の二
⋮	⋮	⋮	⋮

※本ガイドラインでは、道路の維持管理等のうち平時のメンテナンスを対象に説明しています。

# 活用場面の具体例

## 違法放置物件等の除去（道路法 第四十四条の三）



巡回時に発見した鋼材、土砂、木材等、道路に落下した車両積載物、または沿道や上空から道路上に転落・落下した物件の除去



ワイヤーやロープ等で固定されたのぼり旗、信号柱や道路照明柱に無許可で設置されている看板など、正当な権限なく道路に設置された物件の除去

## 兼用工作物の維持命令（道路法 第二十一条）



道路と効用を兼ねる工作物（堤防、護岸、ダム、鉄道、都市公園、駅前広場等）の管理者に道路の維持作業（草刈り、清掃、軽微な補修等）を命令

## 標識・区画線の設置（道路法 第四十五条）



道路標識の設置



区画線の設置

# 活用場面の具体例

## 道路の通行禁止・制限（道路法 第四十六条）



台風、異常気象による道路破損等  
緊急時の通行禁止



道路工事時の交通規制

## 特殊車両の通行許可（道路法 第四十七条の二）



車両制限を超える大型トレーラに対し、  
徐行を条件に通行を許可



車両制限を超える工事用大型機械に対し、通行経  
路および通行時間を深夜帯に限定して通行を許可

## 土地の立入・一時利用（道路法 第六十六条）



道路の調査、測量、工事、維持  
対応のために土地の占有者に  
通知のうえ立入



土地の占有者および所有者に通知のうえ、  
点検足場や工事足場、資材置場として一時使用

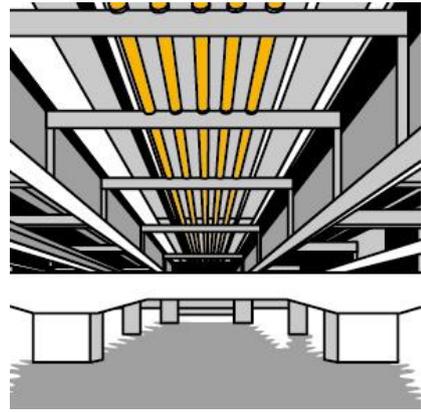


# 活用場面の具体例

## 占用許可（道路法 第三十二条）

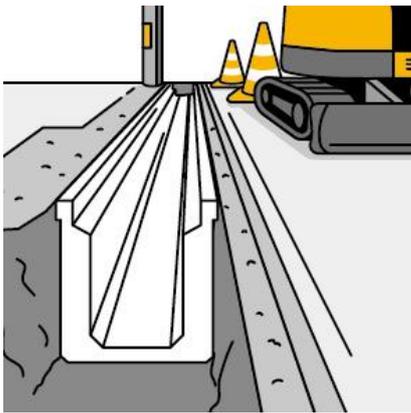


電柱、電線など道路占用物件の  
設置許可



水道管、下水管、ガス管など附帯設備の  
道路構造物への設置許可

## 附帯工事の施行（道路法 第二十三条）



道路の拡幅工事のために必要が生じた  
用水路の付替工事の施行



道路の拡幅工事のために必要が生じた  
電柱や地下埋設物の移転工事の施行

## 監督処分（道路法 第七十一条）



- 交通量の激増・通行車両の大型化に伴い、道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、占用物件の移転を命令

# 活用場面の具体例

## 都道府県公安委員会との調整(道路法 第九十五条の二)



- 区画線の設置にあたり、管轄の公安委員会に意見聴取
- 道路工事などで通行の禁止・制限を行う場合に、管轄の公安委員会に意見聴取

## 長期間放置された車両の移動等(道路法 第六十七条の二)



- 除雪、修繕工事、その他道路維持のためやむを得ない場合に長時間放置された車両を移動・保管
- 長時間放置された車両の移動に係る警察署長に対する意見聴取

# 連携協力道路制度の実施プロセス

- 本制度の標準的な実施プロセスは、①協議による権限代行範囲の決定、②協定書の作成、③協定の公示、④運用となります。
- 広域連携による群マネの取組の中で進める場合、群マネの実施方針に加えて本制度における権限代行範囲を協議し、協定書を締結する流れが考えられます。

## 群マネの取組

### 広域連携による群マネの検討

 群マネ入門超百科を参照ください

- 連携の目的、期間、対象施設、対象業務、役割分担、費用負担、責任分担などを決定します。

## 連携協力道路制度

### ① 協議による権限代行範囲の決定

 本ガイドライン P.11

- 自治体間の協議により権限代行範囲を決定し、本来管理者と代行管理者双方の認識の一致を図ります。
- 権限代行範囲の決定については、本ガイドラインのP.11、代行できる主な権限についてはP.5～を参照してください。

### ② 協定書の作成

 本ガイドライン P.14

- 協議で決定した内容を明記した協定書を作成し、本来管理者と代行管理者双方の認識の一致を図ります。
- 協定書の作成方法については、本ガイドラインのP.14を参照してください。

### ③ 協定の公示

- 協議が成立した場合、関係道路管理者は成立した内容を公示しなければなりません。
- 公示の方法として、公報やホームページへの協定書の掲載があります。

### ④ 運用

 本ガイドライン P.15

- 他自治体が協定で定めた権限を代行できるようになります。
- 連携している道路事業(日常管理、点検、修繕)において、他自治体が直接権限を行使できます。
- 運用については、本ガイドラインのP.15～を参照してください。

事業実施

# 権限代行範囲の決定

- 道路法で定められている代行可能な権限は下表のとおりです(P.19 付録 道路法の関係条項 参照)。通常はこれらの権限がすべて代行可能となりますが、代行範囲に含めない権限がある場合は、別途検討し協定書に明記する必要があります。

## 権限代行の対象となる道路法条項 (1/3)

 具体例は  
本ガイドラインP.3~7

道路法条項		道路法条項の内容
1	第十八条 第1項	道路の区域決定・変更※ (道路の区域を公示することは、道路法施行令第五条一により権限代行の対象外となります。道路法施行令第五条については本ガイドラインP.19を参照してください。)
2	第十九条の二 第1項	共用管理施設に係る管理協議
3	第二十条 第1項	兼用工作物に係る管理協議
4	第二十一条	他の工作物の管理者に対する工事・維持施行命令
5	第二十二條 第1項	原因者に対する工事・維持施行命令
6	第二十二條の二	維持修繕協定の締結 ※
7	第二十三条 第1項	附帯工事の施行
8	第二十四条	本来管理者以外の者による工事・維持の承認
9	第二十四条の二	自動車駐車場等の駐車料金・割増金の徴収
10	第二十八条の二 第1項	協議会の組織 ※
11	第三十二条 第1項	道路の占用に係る許可 ※
12	第三十二条 第3項	道路の占用に係る変更許可 ※
13	第三十二条 第5項	道路占用許可に係る警察署長協議
14	第三十三条 第2項	利便増進誘導区域の指定 ※
15	第三十三条 第3項	利便増進誘導区域の指定に係る警察署長協議
16	第三十三条 第5項	利便増進誘導区域の指定の変更・解除に係る警察署長協議
17	第三十四条	占用工事の調整のための条件の付与
18	第三十五条	国が行う道路占用に係る協議・同意 ※
19	第三十六条 第1項	占用工事に係る工事計画書の受理
20	第三十八条 第1項	道路の占用に関する工事の施行
21	第三十九条	占用料の徴収
22	第三十九条の二 第1項	入札占用指針の策定 ※
23	第三十九条の二 第6項	入札占用指針に係る市町村長の意見聴取
24	第三十九条の四 第1項	入札参加の可否に係る通知
25	第三十九条の四 第2項	入札参加の可否に係る通知に係る警察署長協議
26	第三十九条の四 第3項	占用入札の実施
27	第三十九条の四 第4項	落札者の決定
28	第三十九条の四 第5項	落札者の決定に係る通知
29	第三十九条の五 第1項	入札占用計画の認定等
30	第三十九条の六 第1項	認定入札占用計画の変更の認定
31	第三十九条の六 第2項	認定入札占用計画の変更の認定に係る警察署長協議
32	第三十九条の九	占用物件の管理に係る措置命令
33	第四十条 第2項	道路占用者に対する原状回復の指示

- 青色の行は道路のメンテナンスに関連の深い条項
- ※は本来管理者に事後通知が必要

# 権限代行範囲の決定

## 権限代行の対象となる道路法条項 (2/3)

 具体例は  
本ガイドラインP.3~7

	道路法条項		道路法条項の内容
34	第四十三条の二		車両の積載物の落下の予防等の措置命令
35	第四十四条の三	第1項	違法放置等物件の除去
36	第四十四条の三	第2項	違法放置等物件の保管
37	第四十四条の三	第3項	違法放置等物件の保管の公示
38	第四十四条の三	第4項	違法放置等物件の売却・売却代金の保管
39	第四十四条の三	第5項	違法放置等物件の廃棄
40	第四十四条の三	第7項	違法放置等物件の除去等にかかる費用の徴収
41	第四十五条	第1項	道路標識又は区画線の設置
42	第四十六条	第1項	道路の通行の禁止又は制限
43	第四十七条	第3項	トンネル等の通行の禁止又は制限
44	第四十七条の二	第1項	特殊車両の通行許可
45	第四十七条の二	第2項前段	二以上の道路に係る特殊車両の通行許可
46	第四十七条の二	第2項後段	他の道路管理者への協議・同意
47	第四十七条の二	第5項	特殊車両の通行許可証の交付
48	第四十七条の十四	第1項	車両制限違反の者に対する措置命令
49	第四十七条の十四	第2項	路線を定めて自動車運送事業を実施しようとする者等に対する必要な措置の命令
50	第四十七条の十五		通行の禁止等に係る道路標識の設置
51	第四十七条の十八	第1項	道路一体建物に関する協定に係る協議・締結、道路一体建物の管理 ※
52	第四十八条の二十三	第1項	公募占用指針の策定 ※
53	第四十八条の二十三	第5項	公募占用指針に係る市町村等の意見聴取
54	第四十八条の二十五	第1項	歩行者利便増進計画の審査
55	第四十八条の二十五	第2項	歩行者利便増進計画の評価
56	第四十八条の二十五	第3項	歩行者利便増進計画の評価に係る警察署長協議
57	第四十八条の二十五	第4項	歩行者利便増進計画に係る占用予定者の選定
58	第四十八条の二十五	第5項	占用予定者の選定に係る学識経験者の意見聴取
59	第四十八条の二十五	第6項	歩行者利便増進計画に係る占用予定者の選定後の通知
60	第四十八条の二十六	第1項	歩行者利便増進計画の認定等
61	第四十八条の二十七	第1項	歩行者利便増進計画の変更の認定
62	第四十八条の二十九		歩行者利便増進計画に基づく地位の承継の承認
63	第四十八条の二十九の三		防災拠点自動車駐車場の利用の制限・禁止
64	第四十八条の二十九の四		防災拠点自動車駐車場の利用の制限・禁止を示す標識の設置
65	第四十八条の二十九の六	第1項	災害応急対策施設管理協定の締結・管理 ※
66	第四十八条の三十二	第1項	特定車両停留施設への停留の許可
67	第四十八条の三十二	第3項	特定車両停留施設の停留に係る変更許可

- ・ 青色の行は道路のメンテナンスに関連の深い条項
- ・ ※は本来管理者に事後通知が必要

# 権限代行範囲の決定

## 権限代行の対象となる道路法条項 (3/3)

 具体例は  
本ガイドラインP.3~7

	道路法条項		道路法条項の内容
68	第四十八条の三十七	第1項	利便施設協定の締結及び道路外利便施設の管理 ※
69	第四十八条の四十五		自動車駐車場等運営権者との協議 ※
70	第四十八条の六十	第1項	道路協力団体の指定
71	第四十八条の六十	第3項	道路協力団体の名称等の変更に係る届出の受理
72	第四十八条の六十二	第1項	道路協力団体からの業務に係る報告徴収
73	第四十八条の六十二	第2項	道路協力団体への業務改善命令
74	第四十八条の六十二	第3項	道路協力団体の指定取消し
75	第四十八条の六十三		道路協力団体への情報提供等
76	第四十八条の六十四		占用許可に係る道路協力団体との協議 ※
77	第四十八条の六十四		工事の承認又は維持の承認に係る道路協力団体との協議
78	第四十八条の六十七	第1・4項	道路脱炭素化推進計画の策定・公表
79	第五十四条の二	第1項	共用管理施設の費用分担の方法等に係る協議
79	第五十八条		原因者負担金の徴収
80	第五十九条	第3項	附帯工事に要する費用に係る負担金の徴収
81	第六十条		他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用に係る負担金の徴収
82	第六十一条		受益者負担金の徴収
83	第六十二条		道路の占用に関する工事の費用に係る負担金の徴収
84	第六十六条	第1項	他人の土地の立入又は一時使用等
85	第六十七条の二	第1項	長時間放置された車両の移動等
86	第六十七条の二	第2項	長時間放置された車両の移動に係る警察署長に対する意見聴取
87	第六十七条の二	第3項	長時間放置された車両の保管
88	第六十七条の二	第4項	長時間放置された車両の保管の告知・返還措置・公示
89	第六十七条の二	第5項	長時間放置された車両の移動
90	第六十八条	第1項	災害現場における土地の一時使用等
91	第六十八条	第2項	災害現場に在る者等に対する防御従事命令
92	第六十九条		他人の土地の立入等により生じた損失の補償等
93	第七十条		道路の新設又は改築に伴う損失の補償等
94	第七十一条	第1・2項	監督処分 ※
95	第七十一条	第3項前段	命ずべき者を確知できないときの必要な措置の実施
96	第七十二条の二	第1項	報告聴取・立入検査の実施
97	第七十二条の二	第2項	限度超過車両に係る報告聴取・立入検査の実施
98	第七十三条		駐車料金等の納付督促・駐車料金等の徴収
99	第八十七条	第1項	工事・維持・停留許可の承認・許可に係る条件の付与
100	第九十一条	第1項	権原取得前道路予定区域における土地形質変更等に係る許可
101	第九十二条	第4項	不用物件の交換
102	第九十三条		不用物件の使用の申出等
103	第九十五条の二	第1・2項	都道府県公安委員会との調整

- ・ 青色の行は道路のメンテナンスに関連の深い条項
- ・ ※は本来管理者に事後通知が必要

# 協定書の作成

- 協定書には、自治体間の協議で合意した権限代行の内容を記載します。
- 広域連携による群マネの取組を進める際には、自治体間で合意した実施方針に加え、**権限代行の内容を明記した協定書を作成しておくことで、協定締結後にその効力が発生します。**
- ここでは標準的な協定書の作成例を示しています。連携内容にあわせて、記載項目を増減してください。

## 協定書の作成例

道路法第二十条の二(連携協力道路の管理)に基づく協定であることを明記します。

対象とする道路施設(市道、橋梁、トンネルなど)を記載します。

●●に関する協定書

●●市(以下、「甲」という)と●●町(以下、「乙」という)は、●●町が管理する●●について、道路法第二十条の二(連携協力道路の管理)及び第五十五条の二(連携協力道路制度の管理に要する費用)に基づき、次のとおり協定を締結する。

### 第1条(目的)

本協定は、●●の管理に対する取組として、甲が乙に委託する●●業務(以下、「業務」という)について、その対象施設、実施方法及び費用負担等を定め、適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

### 第2条(基本方針)

甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

### 第3条(対象施設)

本協定において対象とする施設は、別表1のとおりとする。

別表1

権限代行の範囲を明示します。道路法で規定される権限の一部に絞る場合は、対象または対象外とする道路法の条名・項番号や内容を示し、範囲を明確化する必要があります。

### 第4条(権限代行)

- 例1) 権限代行の範囲は、道路法第●●条～第●●条とする。  
例2) 権限代行の範囲は、道路法第二十七条第五項および施行令第五条の規定に基づくものとする。  
ただし、以下については権限代行の範囲から除外する。
- 道路法第●●条…
  - 道路法第●●条…

### 第5条(業務内容)

本協定において対象とする業務の実施範囲は別表2のとおりとする。

別表2

### 第6条(役割分担)

本協定における事務の役割分担は、別表3のとおりとする。

別表3

日常管理、点検、修繕などの広域連携の協定と同時に本制度の協定を締結する場合は、実施する業務内容を記載します。

### 第7条(期間)

協定期間は、協定締結日から●●年●●月●●日までとする。

協定で期間を定めないケースもあります。

### 第8条(費用負担)

- 例1) 甲が実施する本協定に必要な費用は、乙が負担する。事務費は委託費の●●%とする。  
例2) 事務に係る経費の負担割合は、二者協議により定める。

### 第9条(損害賠償等)

- 例1) 本協定に基づき実施する業務の実施に起因した第三者への損害及び第三者からの苦情については、甲の責によりこれを処理する。  
例2) 業務の実施に伴い生じた苦情等の処理・損害の負担は、二者が誠意を持って協議し対応する。

### 第10条(連絡会議)

- 例1) 甲及び乙は、協定の円滑な運営及び事業の適正な実施を図るため、関係自治体で構成する連絡会議を設置する。  
連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。
- …
  - …
- 例2) 甲及び乙は、事務に係る連絡調整を図るため定期的に会議を開くものとする。本協定に定めのない事項や本協定に対して疑義が生じたときは甲乙が協議を行う。

連絡会議の協議項目として、協定の変更内容についてなどが考えられます。

# 連携協力道路制度の運用

- 協定の公示後、協定で定めた権限について、代行管理者として他自治体が代行できるようになります。
- 代行管理者が権限を代行した場合の運用の流れについて、代表的な事例を以下に示します。

## 道路占用

### ■ 道路の占用/占用変更に係る許可・警察署長協議

道路法  
第三十二条

#### 占用工事の調整のための条件の付与

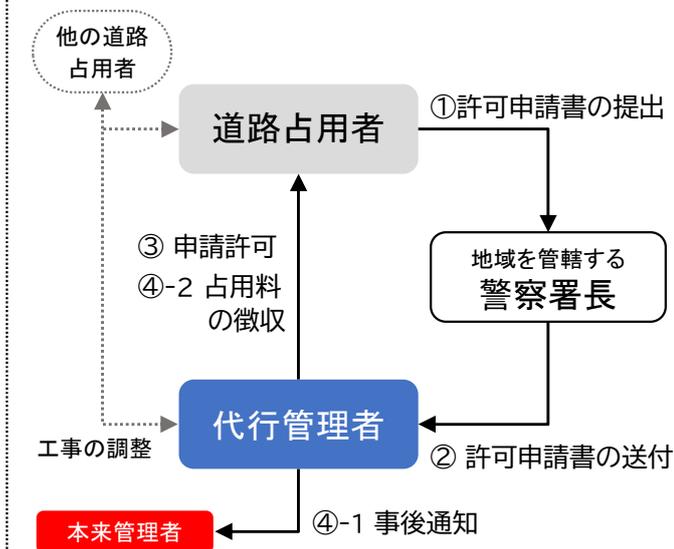
道路法  
第三十四条

#### 占用料の徴収

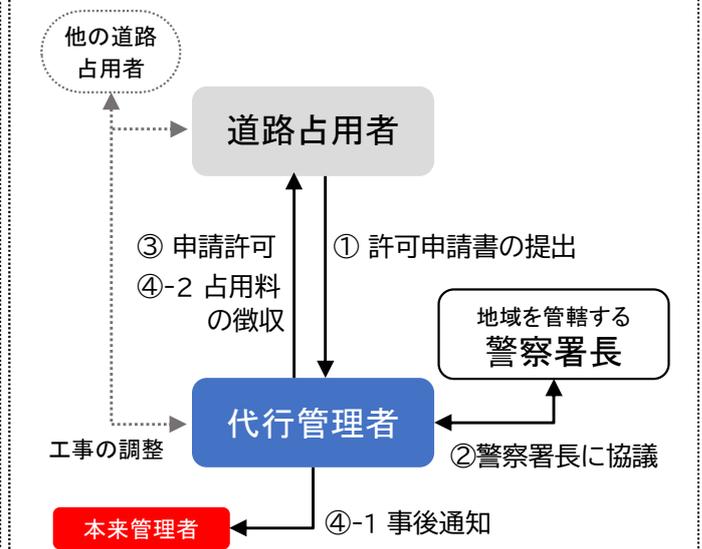
道路法  
第三十九条

- 道路交通法第七十七条第一項の規定が適用される占用である場合、占用許可申請書を警察署長または道路管理者に提出します。本制度により、代行管理者による許可申請書の受理・許可、警察署長協議の代行が可能です。  
※ 但し、事後通知が必要。

#### <警察署長が申請を受理する場合>



#### <道路管理者が申請を受理する場合>



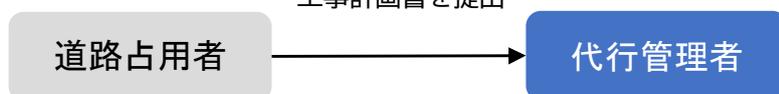
### ■ 占用工事に係る工事計画書の受理

道路法  
第三十六条

#### (水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

- 道路法第三十六条の規定による水道管、下水管、ガス管、電柱、電線等の道路の占用許可を受ける場合、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ道路管理者に工事計画書を提出する必要があります。本制度により、代行管理者による工事計画書の審査・受理が可能です。

① 工事実施1か月前までに  
工事計画書を提出



② 工事計画書の審査・受理

※ 占用許可を代行する場合、許可の審査や占用物件に関する各種報告の受理も代行管理者が行うこととなりますので、それらの基準について、道路管理者と代行管理者の間で適切に協議する必要があります。

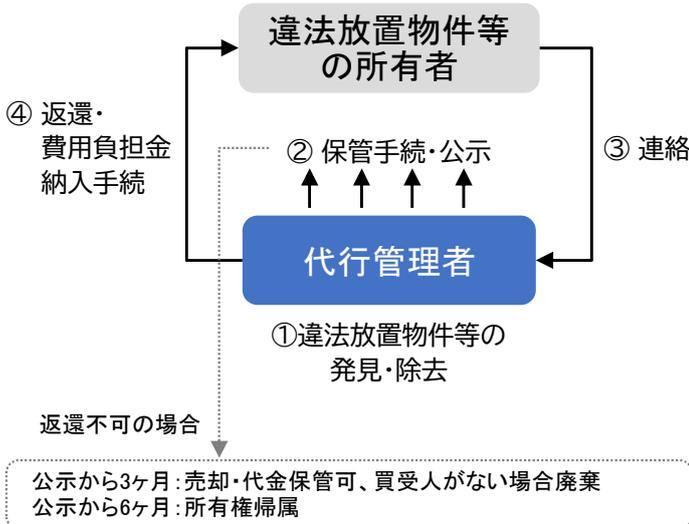
# 連携協力道路制度の運用

## パトロール時の落下物処理

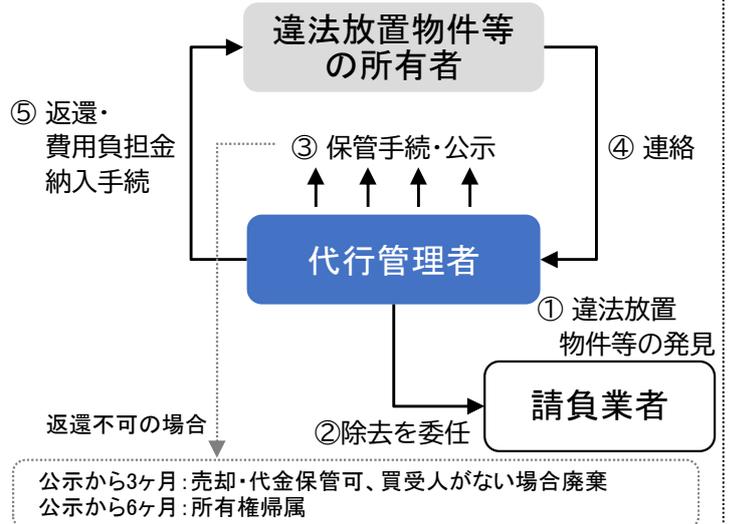
### ■ 違法放置物件等に対する処置 道路法 第四十四条の三

- 道路上の落下物処理に関して、除去、保管、公示、返還、費用負担金の納入手続、返還できない場合の売却・廃棄など、一連の手続きを代行することができます。

#### <直営パトロールの場合>



#### <パトロールを委託している場合>



## 交通規制

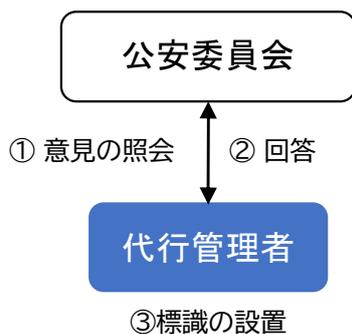
### ■ 道路の通行の禁止又は制限 道路法 第四十六条

#### 通行の禁止等に係る道路標識の設置 道路法 第四十七条の十五

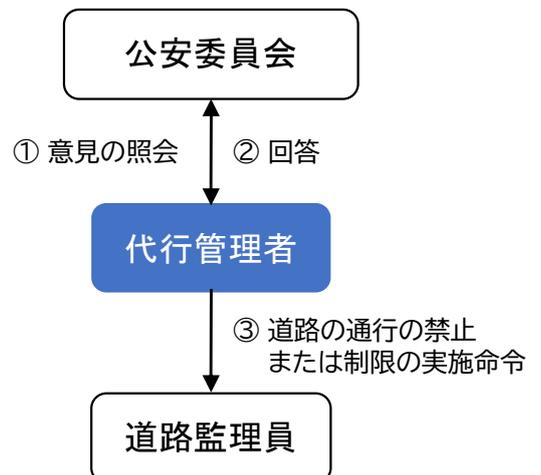
#### 都道府県公安委員会との調整 道路法 第九十五条の二

- 点検や修繕工事で交通規制を実施する際に必要となる、公安委員会への意見の照会、標識の設置、道路監理員への実施命令など、一連の手続きを代行することができます。

#### <道路管理者による交通規制>



#### <道路監理員による交通規制>

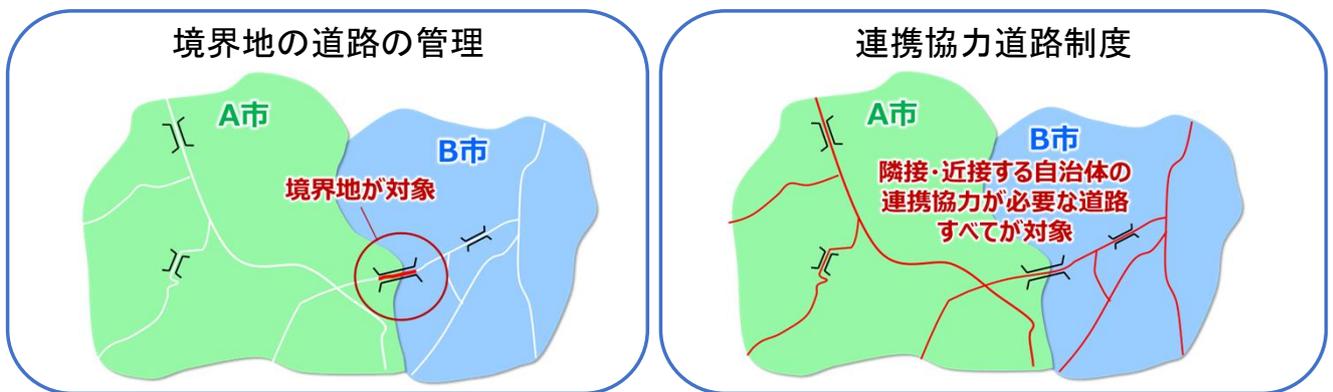


# 連携協力道路制度 Q&A

Q0-1

**Q** 境界地の道路の管理と、連携協力道路制度の違いは？

- A**
- 境界地の道路の管理(道路法第十九条)は地方公共団体の区域の境界に係る道路のみが対象となりますが、連携協力道路制度(第二十条の二)は、境界地の道路に限らず、隣接または近接する地方公共団体の区域に存する道路のうち連携協力が必要な道路すべてが対象になります。
  - なお、代行可能な権限(道路法条項)は、境界地の道路の管理と、連携協力制度で同一となります。



Q0-2

**Q** 災害時や緊急時も代行することになる？

- A**
- 協定で定めた代行範囲については、災害時や緊急時も代行の対象となります。
  - 災害時や緊急時に本来管理者の権限を行使するには、協定書に「災害協定の行使を妨げない」「災害時は別途協議する」などの規定を定めておく必要があります。

Q0-3

**Q** 協定締結後に本来管理者が違法放置物件等を見つけた場合、処置権限を行使できる？

- A**
- 協定により代行範囲として定められた権限は、代行管理者に帰属し、本来管理者は当該権限を同時に行使することはできません。
  - 協定締結後も本来管理者が行使したい権限については、あらかじめ協定書に明記しておくことが有効です(P.14 協定書の作成 参照)。
  - 協定締結後に、本来管理者が代行管理者から委託を受け、「委託主」として権限を実行することも可能です。

# 連携協力道路制度 Q&A

Q0-4

**Q** 連携協力道路制度を使用する際の留意点は？

**A**

1. 外部委託時の単年度業務への適用について  
外部に委託する業務が単年度契約の場合は、基本協定を期限なしで締結し、詳細は別途の資料とすることで事務手続きの繁雑さが軽減されます。
2. 住民説明について  
住民説明は、道路法における規定はなく、代行の対象外となります。なお、周辺住民への周知は、地域の事情をよく知る自治体が関与する方が円滑に進むことが想定されます。
3. 対象となる道路について  
本制度の対象は道路法に定められた道路のみとなります。農林道、臨港道路は対象外です。

# 付録

## 道路法の関係条項

### 道路法

#### (連携協力道路の管理)

**第二十条の二** 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路(高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。)のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの(第二十七条第五項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。)については、関係道路管理者は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

#### (道路管理者の権限の代行)

#### 第二十七条(略)

#### 2~4 (略)

5 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は第二十条の二第一項の規定による協議に基づき道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

#### (連携協力道路の管理に要する費用)

**第五十五条の二** 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で連携協力道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

### 道路法施行令

#### (道路管理者の権限の代行)

**第五条** 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合、他の工作物の管理者が道路を管理する場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

- 一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を公示すること。
- 二 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。
- 三 法第四十四条第一項及び第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。
- 四 法第四十四条の二第一項及び第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。
- 五 法第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十九の七第三項又は第四十八条の三十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。
- 六 法第四十七条の二十一(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。
- 七 法第五十二条第一項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

# 付録

## 協定書のひな型

### ●●に関する協定書

●●市（以下、「甲」という）と●●町（以下、「乙」という）は、●●町が管理する●●について、道路法第二十条の二（連携協力道路の管理）及び第五十五条の二（連携協力道路制度の管理に要する費用）に基づき、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条（目的）

本協定は、●●の管理に対する取組として、甲が乙に委託する●●業務（以下、「業務」という）について、その対象施設、実施方法及び費用負担等を定め、適切な維持管理の実現を目指すことを目的とする。

#### 第2条（基本方針）

甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

#### 第3条（対象施設）

本協定において対象とする施設は、別表1のとおりとする。

別表1

#### 第4条（権限代行）

権限代行の範囲は、道路法第二十七条第五項および施行令第五条の規定に基づくものとする。

ただし、以下については権限代行の範囲から除外する。

- ・道路法第●条…
- ・道路法第●条…

#### 第5条（業務内容）

本協定において対象とする業務の実施範囲は別表2のとおりとする。

別表2

#### 第6条（役割分担）

本協定における事務の役割分担は、別表3のとおりとする。

別表3

#### 第7条（期間）

協定期間は、協定締結日から●年●月●日までとする。

#### 第8条（費用負担）

甲が実施する本協定に必要な費用は、乙が負担する。事務費は委託費の●%とする。

#### 第9条（損害賠償等）

本協定に基づき実施する業務の実施に起因した第三者への損害及び第三者からの苦情については、甲の責によりこれを処理する。

#### 第10条（連絡会議）

甲及び乙は、協定の円滑な運営及び事業の適正な実施を図るため、関係自治体で構成する連絡会議を設置する。

連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- ・●●…
- ・●●…

# 付録

## 協定書のひな型（別表）

別表 1（路線区間を示す場合）

	路線名	区間	延長	合計
●●市	●●線	〇〇～〇〇	…km	計…km
	●●線	〇〇～〇〇	…km	
●●町	●●線	〇〇～〇〇	…km	計…km
	●●線	〇〇～〇〇	…km	

別表 1（施設名を示す場合）

	施設名	路線名	延長	合計
●●市	●●橋/トンネル	●●線	…km	計…橋/トンネル (…km)
	●●橋/トンネル	●●線	…km	
●●町	●●橋/トンネル	●●線	…km	計…橋/トンネル (…km)
	●●橋/トンネル	●●線	…km	

別表 2

業務名	業務項目	業務内容
●●業務	・	…
	・	…
●●業務	・	…
	・	…
	・	…

別表 3

業務内容	甲（本来管理者）	乙（代行管理者）
・		
・		
・		
・		
・		
・		

役割を担う側に  
「○」印をつけるなどして  
明示する